

リバタリアンはなぜ福祉国家を批判するのか

——さまざまの論拠——

森 村 進

I 序

本稿の主たる目的は、リバタリアンが福祉国家を批判する際に用いてきたいくつかの論拠を検討することだが、最後では彼らが最小限の福祉給付を容認する理由にも触れる。前者の論拠の多くは、特段新しいわけではなくて昔から言われてきたことであり、しかもリバタリアニズムだけに特有のものでもないが、福祉国家が既成事実として巨大化した今日にあっては、福祉国家批判はリバタリアニズムの顕著な特徴といえよう。なおそれらの論拠を紹介する際にリバタリアニズムに属するいくつかの文献に言及するが、それはたまたま私の手元にあたり記憶に残っているものから選んだにすぎず、必ずしも代表的なものや著名なものとは限らないことをお断りする。またここでいうリバタリアニズムは、古典的自由主義から現代の「小さな政府」論やアナルコ・キャピタリズムまでを含むような広い意味で用いる。それゆえその内部にも、国家の役割をどこまで認めるかをはじめとして見解の対立は少なくない。

本論にはいる前に、リバタリアニズムの基本的な発想や前提の中で社会福祉のテーマに関係するものを述べておこう。

第一に、リバタリアンは国家と社会とを峻別し、両者の対立的関係を強調する。国家とは私人や民間団体が持っていない強制的な権力を行使する団体であって、その中には中央政府だけでなく地方政府（自治体）も含まれる。これに対して、社会は団体というよりも、諸個人の自由な行動によっ

て特徴づけられる「民間」という場であって、その中には自由市場経済も非経済的活動も、共同体も会社もボランティア団体も含まれている。この民間社会は英語で言えば“civil society”だが、その訳語として使われる「市民社会」という日本語に伴いがちな、参加民主主義的・共和主義的な含みを持たない。知ってか知らずか、国家、特に民主制の国家は社会を代表しているかのように語る人が多いが、これはリバタリアニズムの発想ではない。

国家と社会はこのように理解されるから、「社会主義」とか「社会保障」とか「社会福祉」といった用語自体が不適切だと考えられる。なぜならこれらの言葉はそれぞれ、政府による生産と分配、政府による生活の安定、特定の人々に対する政府による援助を意味するからである。もっともこれらの用語法はすでに確立したものになっているからいまさら変えようとしても無理だろうが、ともかく名称に惑わされて、その実体が自由主義的ではなく国家統制主義（statism）的なものであることを忘れてはならない。

次に、リバタリアンは民間社会を信頼して、社会を構成する人々の福利＝福祉は国家よりも社会によって一層よく達成されると考える。人々の生活を支えるものは、個々人の自助努力と家族やその他の共同体による互助、そしてボランタリーな公益団体の活動である。自由市場の社会では、大部分の人々は政府による社会保障がなくても——むしろない方が——立派に生きていける。公的な年金などなくても、人は老後のために備えておくことができるのである。もっとも世の中には自分

の力だけでは生きていけず、しかも家族や共同体や公益団体からの支援も得られないような人も少しはいるだろう。このような人々の生活を政府が援助することは、アナルコ・キャピタリストを別にすると多くのリバタリアンも正当だと認めるだろう。しかし福祉国家論者は、自助と相互扶助だけで満足すべき生活を送ることができるのは少数の社会的強者だけで、大部分の人々は社会保障がなければ苦境に陥ると考えているらしいのに対して、リバタリアンはそれは原則と例外を取り違えていると考えるだろう。

最後に、一般にリバタリアンは、絶対的なレベルで見た諸個人の生活の向上や貧困への対策には関心を持つが、社会内部の相対的な関係である経済的(不)平等は重要な問題だとは考えない。「等しからざるを憂えずして、貧しきを憂う」というのがその立場である。自由貿易主義者にとって貿易インバランスとか食糧自給率という概念が無意味であるように、リバタリアンにとってジニ係数などの所得不平等度係数は意義を持たない。それどころか、(絶対的な尺度での)生活水準の向上という真に重要な問題から関心をそらしてしまいかねないという点では、有害でさえありうる。

II 福祉国家批判の論拠

1 「福祉への権利」否定論

リバタリアニズムに属するおそらく最も根本的なレベルの福祉国家批判は、それが前提とする「福祉への権利」なるものは存在しないとするものである。このような議論を展開するタラ・スミスによれば、福祉への権利は他の人々の自由権(およびその直接の結果としての所有権)と矛盾するが、矛盾する権利なるものを認めることは、もはや権利の効力を認めないことになってしまうから、福祉への権利は真正の権利ではないのである。彼女は「生への権利(The Right to Life)」というものを基本的な権利として認めるが、それは各人が自分の人生を生きていくという活動を強制的に妨げられないという権利であって、消極的自由や私的所有権と結びつくが、社会権的な生存

権とは異質である(Smith, 1995, ch.9.また「積極的」自由という観念を批判するch.8も参照)。権利が衝突してしまうという点に着目する分配的正義論批判はたとえばノージックにも見られるが(「財、収入、等々の配分を考える際、彼らの理論は受け手の正義の議論であって、何かを誰かに与える何らかの権利を人が有するかもしれないという点を、彼らは全く無視する。」Nozick, 1974, 邦訳283ページ)、スミスほどこの点を詳論している論者は少ない。彼女は言う。

「福祉の権利を認めることによって生じた、主たる、そして避けることのできない障害は、福祉の権利が他の権利を犠牲にしないと満たされないという点である。金のなる木はないのだから、つまり、福祉の仕事やサービス、その他すべてのものは個人の努力によって作り上げられるのであり、力によってそれを求めることは禁止されているのだから、もしこれらのものを誰かが手にしようとするならば、誰か別の人がその人の奴隷となるよう、宣言することになるのである。……福祉の権利を尊重するということは、個人が自分の生を行うのに必要な自由を壊すという犠牲を強いることなのである。」(Smith, 1995, 邦訳318ページ)

権利の正当化においてニーズは重要な役割を果たすが、それを満たす方法を無視してニーズだけで権利を基礎づけることはできない。

「福祉の権利の焦点は完全に消費にあるが、消費されるべき物の供給を無視している。実際のところ……福祉の権利を尊重するということは、諸個人のニーズを満たすために必要なものを作り出すための基盤(すなわち自由)を、現実に削り取ることになるだろう。」(同上, 322ページ)

この議論をどのように評価すべきだろうか? 確かに消極的自由(リバタリアンのいう「自由」はこの意味であって、政府はこの自由を保護すべきだが、それを創造したり配分したりすることはできない)とそれに基礎を置く財産権は最も基本的な権利であって、それを尊重しなければならな

いことは確かだが、だからといってそれが常に神聖不可侵だということにはならないだろう。それだけでは生きていけないような人もいる。そのような人はただちに死んでもしょうがないと考えないならば（もっとも誰でも結局いつかは必ず死ぬのだが）、他の人々の自由や所有への権利を制約することを認めながら、最小限生存権を認める必要がある。スミスは権利の効力についてあまりにも厳格な見方を取っている。ある権利があると言えるためには、それが他の種類の規範的考慮に常に優先する「切り札」である必要までではない。ある程度の規範的重みを持っていれば足りる。社会権的生存権と自由権や所有権が衝突するからといって、どちらかの権利が真の権利でなくなるわけではない。いずれも真正の権利なのだが、両者が衝突する場合、何らかの仕方でも両者を調整せざるをえないのである。従って両立不可能性を根拠に福祉への権利を否定するスミスの議論は、権利の効力についての極端な見解を受け入れない限り不成功に終わる。ただし福祉への権利の主張が、自由や財産を奪われる人々の権利の方を無視あるいは軽視しているということは事実である。この犠牲を忘れてはならない。

2 福祉国家は一層多くの貧困を作り出すとの議論

福祉国家は貧困をなくそうという立派な意図に出ているかもしれないが、現実には逆に人々から労働への機会と意欲を奪うことによって、貧困を慢性化させ増加させている、という批判もよく聞かれるところである。たとえばデイヴィッド・ポウツは言う。

「一方において、最低賃金法や職業の免許制のような政府の規制は、低技能の人々が職を見つけることを難しくする。他方において、福祉プログラムは働かなくても生きていける手段を与える。依存に陥るのは容易である。」
(Boaz, 1997, p.234 [邦訳では割愛])

福祉給付のこのような問題点が認識されてきたためか、最近の福祉国家では社会保障の条件として社会奉仕や職業訓練を要求する「ワークフェア」制度を導入するところも出てきた。リバタリア

ンの観点からするとこの変化は悪いことではないが、それよりもポウツからの引用文の前半に言及されている規制を撤廃する方が先決問題だ、ということになるだろう。また、労働能力がないことが明らかな人々には単純に福祉給与を与えるべきで、無用な、あるいは非効率的な仕事や職業訓練を課すべきでもない。労働は自己目的ではないからである。

3 福祉国家は自発的な相互扶助や援助を妨げるといふ議論

2の議論とも関係して、福祉国家は人々の生活の全面的な守護者として振舞うことによって、それまで活躍してきたさまざまな団体や共同体による相互扶助を妨げたとも主張される。ポウツは歴史上成功してきたさまざまなタイプの共済組合の実例をいくつも述べてから次のように締めくくる。

「政府が余計なことをしなければ、そういう相互扶助組織が成長して、固い基盤を築くだろう。しかしもっと重要なことは、政府によるセイフティ・ネットの存在と、それを維持するための莫大な税金こそが、そういう努力を締め出してきたということである。……それ [限りなく多様だった相互扶助の形態] が歴史的に大幅に衰退してしまったのは、女性が労働力として職場に進出したからでも、テレビが人々の自由時間を奪ってしまったからでもない。政府が大きくなりすぎたからである。」(同上, 邦訳 228 ページ)

私はこの指摘を正しいと思うが、疑念も残る。この指摘は、まだ福祉国家化していない国にとっては前車の轍を踏んで福祉国家に陥るべきではない理由になるが、すでにはいりこんでしまった福祉国家から脱け出す理由になるだろうか？ 善悪はともかく、相互扶助組織とその土台になる共同体が現に衰退してしまった福祉国家では、手厚い社会保障制度を廃止しても、それに代わる相互扶助組織がすぐ発生するとは想像しにくい。しかしこの疑念は杞憂かもしれない。民間社会が相互扶助のためにどのくらい創意工夫を生み出すかは、一哲学者にすぎない私の想像を超えているかもしれ

れない。

共同体的相互扶助へのリバタリアンの信頼に関係して、私にはまた別の疑問がある。多くのリバタリアンは、社会保障がなければ多くの高齢者はその子供たちが面倒を見ると主張するが（たとえばあとで引用するフリードマン夫妻の文章の「家族の絆」という表現を見よ）、それは事実としてそうなるだろうと考えているだけなのか、それとも子供たちには老親を扶養すべき法的義務があると考えているのか明確でないが、後者と考えられているらしいことが多い。たとえば竹内靖雄が「自分の家族に支えられて生きることは……個人主義の生き方なのである」（竹内、2001、115ページ）という時、稼ぐのをやめた親の面倒を子供が見るのは義務と見なされているようである。

しかし親子といえども別の人格である。親の方が未成年の子供を扶養すべき義務については、子供はまだ自立できないし、子供を生み出したのはその親だという立派な理由があるが、親は自分で老後に備えられるのだから、子供に扶養義務を負わせる必要はないように思われる。もっとも親は自分のせいではない何かの理由のため、自分で老後に備えることができなかつたのかもしれない。しかしその場合でも、その子供が親を扶養するのは立派なことであるにせよ、そうすべき法的義務がリバタリアン道徳から出てくるかどうか疑わしい。その親がかつて子供を扶養したのが、愛情によるものだったにせよ義務感によるものだったにせよそれ以外の動機によるものだったにせよ、その事実が法的な義務づけの根拠になるとは考えにくい（特別にリバタリアンな立場からではないが、成人した子供が親を扶養する道徳的な義務はないと主張する議論として、English, 2002を参照）。私はそれゆえ子供による親の扶養を、ボランティアな共同体的相互扶助の一形態と見なす。もしそれが法的義務にされるならば、それは強制的な相互扶助である。

4 自発的な援助の可能性に関する問題

自発的な相互扶助の可能性が取り上げられたところで少し寄り道して、次の問題を考えてみよう。

福祉国家がなくても、自発的に現在の福祉プログラムのための税金（以下、社会保険料を含む）程度の金を相互扶助組織に自発的に献金する人ばかりだったら、現在の給付レベルを前提にしても福祉国家の必要はない。しかしそのような人はあまり多くなさそうだ。ではなぜ自発的には援助しようとしなのに、福祉政策のための課税には反対しない人がたくさんいるのか？ この問題は、国家による社会福祉よりも民間の相互扶助と援助に期待しようとするリバタリアンにとっての難問である。

この問題に対しては、ノージックがすでに『アナキー・国家・ユートピア』の「人間愛」と題された節（Nozick, 1974, 邦訳 433-8ページ）で取り上げて興味深いことをいろいろと言っているが、彼も明確な答えを出しているわけではない。多くの人々が、自分で反対していない税負担から逃れたとしても自発的な慈善的献金をしないであろう理由は、「自分一人が献金しても、その影響は微々たるものだ」と考えるからだろうか？ しかしこのことは自発的な献金だけでなく納税にもあてはまる。それに一人の献金だけでは確かに貧困を絶滅できないとはいえ、確かに献金額の程度で貧困を緩和できるのだから、貧困の減少を求める人ならば自分が献金しない理由にはならない。他人が献金しようがしまいが、自分の献金のもたらす効果自体はほとんど変わらないのが普通なのである。

もっと現実味のある答えはこうである。このような人々は、貧困の減少のためならばある程度の献金もいとわないが、それ以上に仲間との横並びを重視して、「一人だけばかを見るのはごめんだ」と考えるからだろう。身近な例をあげると、町内会が募金を集める場合、われわれの多くは他の人たちよりも多くも少なくもない同一金額を寄付することが多い。この場合、われわれは金銭的負担を拒まないが、その負担が平等であることをどういうわけか望むのである。——ただしこの考慮が、「いずれにせよ（そこまでの額は）献金したくない」と考える人々を強制して献金させることを正当化できるかどうかは極めて疑わしい。

5 福祉国家は人々の自助努力を妨げるという議論
フリードマン夫妻は『選択の自由』で、福祉国家の生成とそれがもたらしてきた弊害——特に政府による浪費——について詳述してからこう言う。

「このような浪費は、もちろん深刻な問題だ。しかしそれも、これほど巨大な規模へと成長してしまった温情主義的な干渉主義がもたらす罪悪の中では、最も小さなものでしかない。このような福祉体制がもたらした主要な悪は、それがわれわれの社会の構造に及ぼした悪影響だ。それは家族の絆を弱め、自分で働き、自分で貯蓄し、自分でいろいろと新しい工夫をしようとする人々にさせる誘因を減少させてきた。」(Friedman and Friedman, 1979, 第4章末尾)

確かに社会保障が自助努力への動機を弱めるということは事実だろう。しかし社会保障が万人に実質的な平等を保障していない以上、自助への動機がなくなることはないし、働けるのに働かず社会保障だけで生活してやろうと考える人も稀だろう。福祉国家の批判者はそのモラル・ハザードを誇張しているのではないだろうか？ 任意的な保険制度の場合を考えても、人は火災保険に加入したからといって、少しでも火の始末に注意しなくなるだろうか？ 生命保険に加入したからといって、自分の命を粗末にするだろうか？ そんなことはほとんどないだろう。この事情は強制的な社会保障でも大して違うとは思えない。

またフリードマン夫妻の言う「家族の絆」が成人した家族の間でも強くなければならないかどうかは一つの問題だし、たとえそう考えるとしても、4で述べたように、国家は扶助を家族間でも強制すべきではないだろう(未成年の子供に対する扶助は別)。さらに福祉国家の擁護者ならば、福祉国家が仮に家族の絆を弱めるとしても、それは一方で国民あるいは市民相互の絆=連帯を強めると反論するかもしれない。

6 福祉国家はインセンティブや知識の問題のため(自助努力や相互扶助や市場よりも)非効率的であるという議論

たとえば老人への一律的な公的給付や、公的医療保険におけるように、直接受益者の懐が痛むわけではない福祉給付は浪費的になる。それは福祉給付は誰か他人のお金を(ア)自分のためか、(イ)他人のために使うという支出の形態だが、いずれの場合でも費用を小さくしようという動機は働かないし、(イ)の場合は受益者の利益さえ大して尊重されないからである。また福祉給付は何ら富を生み出さない非生産的な活動で、財を移転するにすぎず、それに加えてロビー活動や政治運動などの浪費的支出がなされるから、その差し引きは純損になる。

効率性の概念については複数の理解がありうるが、それをどのように理解しても、福祉給付が効率的でないということは否定しがたい(Friedman and Friedman, 1979, ch.4.ほかに Hayek, 1960, Pt.III; Mises, 1990, Pt.II; 竹内, 2001, 4-5章など)。この批判に対して福祉国家支持者は、福祉国家の目的は経済効率以外のところにある、と答えるしかない。

7 福祉国家は政府の権力を強化してしまうという議論

福祉国家制度は社会一般の福祉の向上を目的にかかげて提唱されてきたが、今日この制度の最大の受益者は、むしろそれに依存している官僚機構や特権を与えられている業界である。官僚は自分たちの権限や利権や組織の拡大のために、政府機能のますますの拡張を求めるだろう。そしてそれは民間の人々の自由と財産を制約するだろう。さらに福祉国家は政治を公共的議論の場でなしに、利益集団による利権の奪い合いの場へと腐敗させてしまう。

国家が権力闘争の場になるということは、いかなる国家においても妨げられないことかもしれないが、巨大な経済力と権限に結びついた福祉国家では、その傾向は一層強まらざるをえない。このような公共選択学派的な批判の正しさも否定しが

たいところだろう。

8 福祉国家は移民の自由(外国人が入国する自由)と両立しないという議論

国民あるいは住民すべてにある程度以上の生活水準を公的に保障しようとする福祉国家は、その財源を税金に頼らざるをえない。この社会保障給付を求めて、あるいはそれ以外の理由でこの国にやって来ようとする移民を受け入れることは、福祉国家を経済的に破綻させてしまうだろう。一般的に言って、移民は従来からの国民に比べて納税額が少ないが給付額は多いという傾向があるだろうからである。それゆえ福祉国家は外国人の出国の自由は認めても、移民の受け入れを厳しく制限せざるをえない。

もっともナショナリストにとってはむしろこのことは長所とみなされる。国民(民族)国家は特定の文化を共有する国民の共同体であって、たやすく移民を受け入れることは、国家によってしか実現できないような目的の実現や社会連帯を妨げる、と彼らは考えるだろう。特に日本は今日の他の先進国よりも移民や難民に対してはるかに閉鎖的で、ヨーロッパの「極右」と呼ばれる政治勢力にとってお手本になっているくらいだから、この点を福祉国家の欠点の一つに数える人は多くないだろう。(日本で多文化主義を主張する人々の大部分も、在日外国人をはじめとする国内の住民の文化的多様性を認めるべきだと言っているのであって、海外からの移民に門戸を開けという主張を熱心にするわけではない。)

しかし移民の厳しい制限は、外国人の移動の自由に対する侵害であると同時に、国内の住民が彼らと交際する自由をも奪っている。福祉ナショナリズムは個人的自由の尊重とは相いれないのである。

III 社会保障容認の論拠

福祉国家が前節であげたような深刻な欠陥を持っているにもかかわらず、アナルコ・キャピタリストと呼ばれるようなラディカルな論者を別にす

ると、大部分のリバタリアンは、国家が法秩序や警察や国防といった公共財だけでなく、最小限の社会保障サービス(これは個人的に消費されるから公共財ではない)をも供給することを容認する。ただし彼らも、強制的な年金制度や経済的平等化を目的とする再配分までは賛成しないだろう。そこまで認めてしまったらリバタリアンとは言えない。リバタリアンの考えでは、公的年金制度は廃止して、これまで保険料を支払ってきた人には、それに利子をつけて返還すべきである(竹内, 2001, 4章)。そうすれば年金制度の「危機」なるものは消えてなくなる。だから同じ「セイフティ・ネット」とか「最低限度の文化的生活」とか「生存権」といった言葉を使っても、リバタリアンがそれらによって意味するものは、福祉国家の支持者が意味するものよりもはるかに控えめなはずである。

多くのリバタリアンが政府によるある程度の社会保障に賛成する理由はどこにあるのか? 一つの有力な理由は、確かに個人の自由は大切だが、それも命あつての(さらには、最低限の生活あつての)物種であつて、後者の方が人間にとって一層基礎的で不可欠の利益だ、という発想だろう。

たとえばロレン・ロマスキーは「他のプロジェクトの追求者たちの共同体の中で諸個人がプロジェクトの追求者として生きていくために必要なものは、一次的には自由だが、その事実は、極端なケースを救うセイフティ・ネットの必要性を排除しない」(Lomasky, 1987, p.128)と言うし、稲葉振一郎は「人間の生命の有限性、死を避けられないということと傷付きやすさとが、生存の保障、(少なくとも最小)福祉国家の正当性を裏付けている」(稲葉, 1999, 307ページ)という。

つとにリバタリアニズムの始祖であるロックも『統治二論』の中で、「正義が万人に自らの誠実な勤勉の産物と先祖から伝えられてきた正当な獲得物への権原を与えるように、慈愛は、他に生きていく手段がない場合、極端な欠乏から自らを救うだけの分の他人の余剰物への権利を万人に与える」と言っていた。この考慮は別に、給付を受ける人々の生存がそれ以外の人々にとって何らかの

意味で必要だとか、互酬性に基づくものではなく、社会連帯に基づくものでもなくて（なぜなら連帯は強制されるべきではないから）、それがなければ極端に悲惨な目に陥る人があるという、端的に人道主義的な考慮であり、古い表現を使えば「惻隱の情」とも言える。またそれはもはやそれ以上さかのぼって正当化する必要のない考慮である。この考慮自体は自己所有権といったリバタリアンの原理から出てくるものではないし、それと衝突する場合もあるが、リバタリアンが（消極的）自由権を常に規範的議論における至上の切り札と考えなければならない理由はない（前記Ⅱ1。また森村，1995，89-92 ページも参照）。

しかしこれらとはまた異なった理由によって最小限の福祉給付を正当化しようとするリバタリアンもいる。たとえば笠井潔は、「ラディカルな自由社会は、人権なるフィクションを守るために福祉を実施するのではない。人権思想の前提でもある同型的・同質的な個人という、それ自体としては無根拠な理念を防衛するために、そのコストを負担するのである」（笠井，2001，第2章5）と言う。しかしはたして人権思想は必ず「同型的・同質的な個人という、それ自体としては無根拠な理念」に基づかなければならないのだろうか？むしろリバタリアンの人権思想は、個々人が事実としてそれぞれ異なっているということを正面から認め、各人が自らの身体と能力を使用する自己所有権を基本的権利と見なすものである。

またハイエクは「[強制的な社会保障の] 正当性の理由は、……備えを怠って、彼らが社会一般へのお荷物となるのを防ぐということである。……自分自身の利益のためでなく、自分の行動で害を蒙るかもしれない他人の利益のためなのである」（Hayek, 1960, 邦訳 III 47 ページ）と言う。確かにこれも社会保障の理由になるだろうが、

この理由だけでは、「もし備えを怠った人々が、他の人々に害を加えずに社会の片隅で生きていか死んでしまうかとするならば、社会保障の必要はないのか？」という疑問が生ずる。やはりリバタリアンが最小限の福祉を認める論拠は人道主義的考慮に求める方が自然である。

参考文献

- 稲葉振一郎 (1999) 『リベラリズムの存在証明』, 紀伊國屋書店。
 笠井 潔 (2000) 『国家民営化論』, 光文社知恵の森文庫。
 竹内靖雄 (2001) 『「日本」の終わり——「日本型社会主義」との決別』, 日経ビジネス人文庫。
 森村 進 (1995) 『財産権の理論』, 弘文堂。

- Boaz David (1997), *Libertarianism: A Primer*, Free Press. (邦訳・副島隆彦訳『リバータリアニズム入門』, 洋泉社)。
 English, Jane (2002), "What Do Grown Children Owe Their Parents?", in Hugh LaFollette (ed.), *Ethics in Practice*, Second Edition, Blackwell.
 Friedman, M. and Friedman, R. (1979), *Free to Choose*, Harcourt Brace Janovich. (邦訳・西山千明訳『選択の自由』, 日経ビジネス人文庫)。
 Hayek, F. A. (1960), *The Constitution of Liberty*, Routledge. (邦訳・気賀健三=古賀勝次郎訳『自由の条件 I-III』, 春秋社)。
 Lomasky, L. E. (1987), *Persons, Rights, and the Moral Community*, OUP.
 Nozick, Robert (1974), *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Press. (邦訳・嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア』, 木鐸社)。
 Smith, Tara (1995), *Moral Rights and Political Freedom*, Rowman and Littlefield. (邦訳・藤原孝ほか訳『権利の限界と政治的自由』, サンワコーポレーション)。
 von Mises, Ludwig (1990), *Economic Freedom and Interventionism*, The Foundation for Economic Education.
 (もりむら・すすむ 一橋大学教授)